

未定稿

# 緑の保全・創造に向けた課税 自主権活用に関する中間報告

平成 年 月 日

横浜市税制研究会

# 目 次

はじめに	1
1 課税自主権活用検討にあたっての考え方	2
2 緑施策の重点取組	3
3 緑の保全・創造に向けて税を活用する際の留意点	7
4 他県等の先行事例を基に考えられる新税の方向性	10
おわりに	18
資料 1 緑施策の重点取組について－提言－	19
資料 2 他の自治体における課税自主権活用の取組	49

## はじめに

地方分権改革の一環として、課税自主権の活用が緩和される流れを受け、各自治体独自の税制活用が拡大している。

このような中で、横浜市においても、広く政策目的実現に向け、課税自主権の活用について検討を行っていくこととし、平成 19 年 8 月に、横浜市税制研究会が設置された。

本研究会では、今後、横浜市の様々な政策実現に向け、「税制として果たせる役割は何か」、また「手法はどうあるべきか」などを議論し、順次報告していく予定である。

初年度である平成 19 年度については、「緑の保全・創造」が横浜市のも最優先課題の一つとなっていることから、緑の保全・創造に向けた税の活用について、検討を行っていくこととした。

今回の検討の特徴は、税の活用を検討する具体的施策がまとまっていない段階で、同時並行で、税の活用について検討を開始したことである。

具体的施策については、現在、施策担当部署において、精力的に調整が進められているが、具体的施策が明らかになっていない段階で、税の活用を検討することは、率直に言って難しい面がある。政策税制を構想する場合、税のかたちや根拠は具体的施策に応じて変わるものである。施策が定まらない段階で税の検討を行うことは机上の空論に陥ることにつながり、あらぬ不安を関係者に与えてしまうことになりかねないことから、今回、税の活用方策について具体的に示すことは叶わなかった。

しかしながら、12月18日には、施策の方向性について議論を行っていた環境創造審議会から緑施策の重点取組について提言があり、一定の方向性が示されたこと、また、本研究会としても、この間、施策担当部署から説明を受けながら、4回の審議を行ってきたことを考慮すると、今後、具体的施策の提起を受け、税の具体的活用方策を検討していく前提として、税の活用に関する整理を行っておく意義があると考えられることから、今回、中間報告を行うこととしたものである。

# 1 課税自主権活用検討にあたっての考え方

## ～ まずは、政策

税は、あくまで政策目的実現のための手段であり、税の活用を検討する際には、まず初めに、政策をどうするかについて、しっかりとした検討が行われなければならない。

今回は、緑の保全・創造に向けた税の活用について、検討を行うものであるが、税ありきで議論するのではなく、横浜市の施策全体、特に幅広い意味での環境政策の位置づけの中で、税の活用を考えていく必要がある。

これまで、緑の保全・創造に向け、様々な施策が実施されてきたが、それにもかかわらず、緑は減り続けてきた。

これまで行ってきた施策のうち、何が効果があり、何が有効でなかったのかについて十分に検証し、そのうえに立って、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことが重要であり、税はそれを側面からサポートする位置づけにある。

特に、新たな税を設ける際は、その用途について、市民の納得が得られるかどうかは極めて重要である。新たな負担は極めて厳しく、なぜ新たな負担が必要なのかについて、説得力のある説明ができなければ、新たな税を導入することは困難である。

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得を得るためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかり行う必要がある。単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意を得ることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

## 2 緑施策の重点取組 ～環境創造審議会からの提言

「横浜市水と緑の基本計画(H18.12)」及び「中期計画(H18.12)」のリーディングプロジェクトである緑の総量(緑被率 31%)の維持・向上を目標とした「横浜みどりアップ計画」を踏まえるとともに、「調整区域のあり方検討(答申)(H19.2)」や緑との関係性のある地球温暖化対策、緑の環境整備のための財源確保等、緑を取り巻く諸情勢に対応するため、今後新規・拡充して重点的に取り組むべき「緑施策の重点取組」について、横浜市環境創造審議会から提言が出された。

この提言は、緑は市民の中に息づく文化として形成し、継承するものであり、横浜の豊かな自然環境を守り、未来に引き継いでいくためには、関係者が一丸となって強い決意でその保全・創造に取り組む必要があるなどの問題意識に立ったものであり、その概略は次のとおりである(詳細は、資料 1「緑施策の重点取組について－提言－」参照)。

### (1) 背景

#### ア 横浜市水と緑の基本計画の策定

水・緑環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進する基本計画を平成 18 年 12 月に策定した。

#### イ 中期計画(2006-2010)での重点施策の展開

リーディングプロジェクトとして「横浜みどりアップ計画」を位置づけるとともに、財政分野では、「緑の環境整備のための財源確保」、「新たな税の検討」を位置づけている。

#### ウ 市街化調整区域のあり方検討

市街化調整区域のあり方検討委員会答申(平成 19 年 2 月)

が提出され、これを踏まえた横浜市取組方針を早期に定めることとなっている。

## エ 地球温暖化対策に向けた重点取組の展開

CO<sub>2</sub>吸収源としての機能や、ヒートアイランド抑制機能をはじめ、緑の持つ多面的な機能に着目した重点的な取組を展開していくことが求められている。

## (2) 緑施策の現状と課題

### ア 減少する緑と土地所有者の負担

市内の緑被率は、この30年で約1/3が失われており、平成22(2010)年度にはさらに減少し、3割を割り込むと予測される。緑地の所有者にとって、維持管理費や相続時の税金の負担が大きいことから、山林・農地を売却するケースが増えている。

### イ 地球温暖化対策に向けた緑施策の役割の発揮

深刻化する地球温暖化やヒートアイランドへの対策に向けて実効性ある取組が求められている。

### ウ 市民共有の財産としての理解促進と一定の市民負担の必要性

緑を保全している土地所有者の負担などについても市民の理解を深め、「市民共有の財産」として緑を守り育む取組につなげる必要がある。

### エ 緑の環境整備のための財源確保の必要性

近年高まっている市民の緑の保全と創造への需要に応えるため、緑を成熟社会における必要不可欠な社会資本としてとらえ、緑の環境整備に必要な財源の確保について検討し

ていく必要がある。

### (3) 重点取組検討の視点

#### ア 今ある緑を最大限まもる

緑の総量の維持向上を図る上で、既存の樹林地、農地を長期的な視点をもって保全策を講じる必要がある。

#### イ 緑の多面的な機能に着目する

緑は多面的な機能を活かし、低炭素社会の構築などに向け、市民のライフスタイルの転換へつなげることが重要である。

#### ウ 市民の関わりを深める

市民生活の豊かさにつながるよう、市民が緑と積極的にふれあい、楽しみ、関心を深める取組が必要である。

#### エ 「市民共有の財産」として理解を広める

市民にわかりやすく情報を伝えることで、緑の状況や機能などについて、理解を広める必要がある。

#### オ 地域の特徴やニーズに基づく

地域（流域）の特徴や住民のニーズを捉え、効果的な取組を進めることで、市民の共感・協働へと発展させることが必要である。

### (4) 重点取組の方向性

#### ア 10大拠点等まとまった緑の保全

市街化調整区域の土地利用規制とあわせて、良好な環境形成に寄与している緑地所有者の維持管理を負担軽減すること

や、相続時の支援など、持続的に保有できる仕組みをつくる必要がある。また、土地の買入れによる対応が必要となるため、相当な額の予算が必要となることから、最大限の財源確保に努めるべきである。

#### **イ 市街地の身近な緑の保全と創造**

一定率の緑化を義務付ける緑化地域制度の導入や、「よこはま協働の森基金」制度などの拡充を図るべきである。また、緑地の重要性に応じて土地所有者が持続的に保有できる仕組みづくりなどの拡大や、事業者に対するインセンティブを導入する必要がある。

#### **ウ 樹林地等の維持管理・運営**

樹林地保全のために、緑地所有者の維持管理の負担を軽減するとともに、高レベルの樹林地の維持管理により「緑の価値」を高める必要がある。また、間伐材等を再利用するなど、緑の資源循環により、ライフスタイルの変革につなげていくことが重要である。そのため、維持管理を継続的に行う安定した財源確保や、民間活力の導入を積極的に検討すべきである。

#### **エ 多様な主体の参加と協働の推進**

市民の環境行動や企業のCSR活動がさらに発展するための環境整備や支援など、自発性が発揮される取組を進めるべきである。また、情報の提供や、楽しさや生活の豊かさを感じることで自然とのふれあいの機会の拡大など、市民利用を促進することが重要である。様々な主体との協働を進めるとともに、活動支援や市民利用のための運営の取組を継続的に行うためには、安定した財源確保が必要である。

### 3 緑の保全・創造に向けて税を活用する際の留意点

税の活用方策としては、財源確保のための既存法定税目への超過課税の導入や法定外税の創設、あるいは、税制自体のインセンティブを活用した特定政策目的実現のための規制的課税の強化、税負担の軽減などが考えられる。

今後、緑の保全・創造に向けた具体的施策の提起を受け、税の具体的活用方策を詰めていくこととなるが、その際は、次のような点に留意して、検討を進めていくことが必要である。

#### (1) あらゆる選択枝の検討

市民に対して新たな負担を求める可能性を含めて検討を行っていく以上、最初から特定の案に絞って議論していくことは適当でない。

あらゆる選択枝、あらゆる可能性を検討し、自然科学のデータや知見なども踏まえたうえで、市民にとって最も適切な方策を慎重に審議していく必要がある。

#### (2) 緑の多面性に対応した検討

横浜市の緑には、エリアや性格に多面性があり、都心部の緑化、住宅地の斜面緑地保全、郊外の豊かな緑の保全等、それぞれに応じた対処が必要である。

エリアや性格に応じ、例えば、施策のための財源確保を図るのか、あるいは、固定資産税の軽減など税制自体のインセンティブの活用により対応するのといった対応を使い分けていく必要がある。

#### (3) 他の手法との関係

緑を保全するのであれば、まずは規制を活用すべきではないかとも考えられる。しかし、規制によって土地所有者のみに負

担を求めるだけでなく、緑が存在し続けられるような支援もまた必要である。

規制、負担軽減、施策のため財源確保の3つをセットにして検討し、それぞれの長所をバランスよく組み合わせる形で、税の担うべき役割や具体的活用方法を考えていく必要がある。

#### **(4) 税負担軽減分の把握**

規制に対応する負担軽減策として、これまでも税負担の軽減が行われてきている。税負担の軽減は相当額を事業費として支出しているのと同質的であり、新たな負担を検討する際は、これら軽減分を考慮に入れて議論を行っていく必要がある。

#### **(5) 財政状況の説明**

新たな負担を考える前提として、横浜市の財政状況についての市民理解が重要である。

財政状況が一般的に厳しいことは理解できるが、相当の財政規模を持つ横浜市が、市民に新たな負担を求めていくためには、既存の財源で緑を守ることの困難さや、既存財源によって行う部分との差異等について、十分納得のいく説明が必要である。

#### **(6) 標準的な公共サービスの説明**

市民は、既存の法定税目に対して納税することにより、標準的な公共サービスを受ける権利を有している。

新たな負担を求めるためには、標準的な公共サービスを越える事業を行うという理屈も必要であり、そもそも、緑に関する標準的な公共サービスとは何かを明らかにしていくことが、まず必要となる。

#### **(7) 使途の明確化**

新たな負担を求める場合は、新たな税収を既存の税収と分け、

用途を明確にしていく仕組みが重要である。新たな税収の受け皿として、基金等を活用し、市民に対して用途を明らかにしていく方法を検討していく必要がある。

#### **(8) 時限的手法**

新たな負担を求める場合は、例えば5年間といった時限的手法をとるなど、定期的に検証を行うことができる仕組みをあらかじめ設けておく必要がある。その期間内に、施策の効果等に対する評価をしっかりと行い、そのうえで、見直しを行うか、継続するかの判断を行っていくことが重要である。

#### **(9) 市民参加の視点**

森林環境の保全等に向け、他県において導入されている税では、大きな柱の一つとして「県民参加」が掲げられている。

横浜市においても、施策そのもので市民参加を図るだけでなく、基金の活用等の用途の場面や、定期的に検証を行う仕組みにおいても、市民参加のシステムを作り上げておく必要がある。

## 4 他県等の先行事例を基に考えられる新税の方向性

### (1) 新たな税負担の意義

先に触れたように、税の活用方策としては、新たな税負担の創設と税負担の軽減の2つの方向があるが、税負担の軽減は構想することが比較的容易であり、まずは、市民に正面から必要性を説明し、財源確保や税制自体のインセンティブ活用手法である新税に取り組むことを優先すべきである。

こうした新税の導入は、一般的に、市民に新しい負担を求めるものであるが、それだけに、市民の間に政策目的実現に向けた議論を巻き起こす大きな力がある。新税は、それによって財源が得られるといったことだけではなく、政策目的の実現に向け、議論を巻き起こす役割を果たすことができるのである。

### (2) 先行事例を踏まえた検討

財源確保や税制自体のインセンティブ活用の具体的方法としては、多くの県において、森林や水源環境関係の財源確保のために導入されているように、受益と負担の関係に着目し、広く「個人・法人に対して住民税の超過課税」を行う方法があり、その他にも、緑を始めとした環境に負荷を与える行為等に対して、「特別の受益関係や原因関係に応じた法定外税」を課している例などがある（資料2「他の自治体における課税自主権活用の取組」参照）。まずは、これらを参考にしつつ、あらゆる選択肢、あらゆる可能性を視野に入れ、検討を進めていく必要がある。

### (3) 新税の方向性

税のかたちや根拠は具体的施策に応じて変わるものであり、施策が定まらない段階で税の検討を行うことは机上の空論に陥る恐れをはらむものである。

しかし、あくまで一般論であるという前提を置いたうえで、新税の方向を整理することは、政策担当部署が、今後、具体的施策を詰めていく際の参考にもなりうるものである。

このような観点から、他県等の先行事例を基に考えられる新税の方向性について整理を行った。

## ア 既存法定税目への超過課税

### (ア) 個人市民税均等割

#### a 視点

地方税法上、標準的な事業を一応賄いうる税率として、標準税率が設けられている。したがって、超過課税を実施する場合は、標準的な基準を超える事業や、標準的なスピードを超えて行う事業に係る経費に税収を充てていくことが相応しいとされている。(超過課税全般に共通)

個人市民税均等割は、非課税所得層を除き、所得の多寡に関係なく広く同額で負担するものであるため、超過課税を実施する場合は、広く市民一般に均等に受益が及ぶ事業に係る経費に税収を充てていくことが相応しいとされている。

#### b 方向性

緑の保全のためには、緑の存在する土地の所有者の協力が不可欠であるが、憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO<sub>2</sub> 吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑を保全・創造する受益は、広く市民一般に及ぶと考えられるため、幅広い市民で負担を分かち合うことも必要であると考えられる。充当先事業を精査したうえで、個人市民

税均等割の超過課税を行っていくことは想定可能である。

緑を保全するために超過課税を行う場合、使途としては、より確実な保全につながるものを選定することが望ましい。

例えば、所有者が樹林地等を持ち続けられるように、所有者に対して間接的な支援策を講じることも非常に重要であるが、支援を行った結果、必ずしも恒久的に当該樹林地等が保全されないとすると、超過課税の目的が果たせないこととなる。

したがって、使途としては、間接的な支援策よりも恒久的な保全策である買い取りがより相応しい。買い取りは、所有権が市に移転することで、市民が樹林地等のオーナーとして位置づけられることとなり、この点からも、均等割の超過課税に係る税収の使途として相応しいと考えられる。

なお、所有者に対する間接的な支援に充てる場合でも、別途規制等によって保全措置が講じられていれば、恒久性の点からの問題はなくなる。

その他、保全措置を講じた樹林地等に対して市民参加で維持管理等を進めていくような場合や、広く緑化を進めていく場合などに、均等割の超過課税に係る税収を充てていくことが考えられる。

## (イ) 個人市民税所得割

### a 視点

超過課税は、いわゆる応益性に課税の根拠が求められる。したがって、その税負担の配分についても、一般には応益的な考えに基づいて決定される。ただし超過課税

の税負担配分が必ずしも応益的でなければならない理由はなく、納税者の合意に基づいて、そこに応能性を加味していくことは十分に可能であると考えられる。

#### **b 方向性**

緑の保全・創造に向けた財源確保を図っていく場合に、応能性を考慮して税負担配分を決めることは可能であるが、そのような場合でも、所得と受益との関連性について一定の説明ができれば、より市民の合意を得やすいのではないかと考える。

例えば、水源環境保全に係る事業費に充てるために個人県民税所得割の超過課税を行っている神奈川県では、水道使用量がある程度所得に比例することを根拠として、水源環境保全の受益は水道使用量に比例することから、水源環境保全の受益はある程度所得に比例するとの理屈を導いている。こういった観点からの説明について、検討を行っていく必要がある。

### **(ウ) 法人市民税均等割**

#### **a 視点**

法人市民税均等割は、所得の多寡に関係なく広く規模に応じて負担するものであるため、超過課税を実施する場合は、広く法人一般に受益が及ぶ事業に係る経費に税収を充てていくことが相応しいとされている。

#### **b 方向性**

憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO2吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑を保全・創造する受益は、

個人、法人を問わず広く及ぶと考えられるため、個人市民税均等割の場合と同様に、法人市民税均等割の超過課税を行っていくことは想定可能である。

## (エ) 法人市民税法人税割

### a 視点

超過課税は、いわゆる応益性に課税の根拠が求められる。したがって、その税負担の配分についても、一般には応益的な考えに基づいて決定される。ただし超過課税の税負担配分が必ずしも応益的でなければならない理由はなく、納税者の合意に基づいて、そこに応能性を加味していくことは十分に可能であると考えられる。

ただし、法人所得は当該法人の連結対象法人を含めた全国における事業活動を反映するものであり、必ずしも市域における受益だけを反映したものでないことに留意する必要がある。

### b 方向性

横浜市では、法人税割については、既に制限税率上限まで超過課税を行っている点を考慮する必要がある。

なお、超過課税の導入にあたり、中小法人等の経営に配慮し、不均一課税をあわせて導入している。

## (オ) 固定資産税

### a 視点

固定資産税は、固定資産の価格に応じて負担するものであるため、超過課税を実施する場合には、広く固定資産の所有者に固定資産の価格に比例して受益が及

ぶ事業に係る経費に税収を充てていくことが相応しいとされている。

## b 方向性

緑を維持・促進する公共サービスの便益は地価に反映されるとの考え方もある。

この場合、緑を保全・創造する事業を実施した地域の地価が上がるとしても、そこから遠く離れた地域や、性質の異なる地域に影響が及ぶのかといった問題があるが、固定資産の所有者全てで、緑の保全・創造に向けた一定の負担を行っていくという合意に基づき、固定資産税の超過課税を実施することも、あり得ないとは言えない。

## イ 法定外税

### (ア) 視点

法定外税は、政策目的実現に向け、税自体のインセンティブを効かせつつ、あわせて税収も確保していくことができる手法である。

検討にあたっては、実現しようとする政策によってどのような対象に受益が及ぶか、また、政策実現に向かって特別な原因関係を有する対象があるかといった観点から広く調査を行い、新たな負担を求める可能性を慎重に検討していく必要がある。法定外税は、納税義務者が広く存在する法定税目への超過課税と異なり、特定の行為等を捉えて、一部の納税義務者に税負担を課すこととなる可能性があり、広く市民の理解を得るだけでなく、導入目的や手法について、関係者の納得を得ていく努力が欠かせない。

例えば、市民税の超過課税等によって市民に広く負担を求める場合に、緑減少の直接の原因者にも応分の負担を求

めるといふ考え方は、市民の合意が得られやすいと考えられるが、緑の保全に向け、規制分野において新たな取り組みの導入が模索されていることから、今後、応分の負担を規制で求めるか、税で求めるかについて十分に議論し、政策判断を行っていく必要がある。

そういった意味で、緑の保全・創造に向け法定外税を活用していく場合は、まず、「土地利用規制など直接規制」と「経済的手法である税活用」の役割分担をどう行っていくか、十分に検討することが必要である。できるかぎり緑を保全していこうとするならば、直接規制で対応する方がより相応しいとも考えられる。

#### (イ) 方向性

緑の保全・創造に向け法定外税の活用を考える場合、例えば、

- ① 緑地における宅地開発事業など、緑地を減少させる行為自体を対象として、その原因者である開発業者等に、面積に応じて負担を求めていくこと、
- ② 緑の存続を前提とした土地利用から、緑減少につながる土地利用へ用途転換された土地のうち、一定の緑地割合が確保されていない土地に対して、その所有者等に、面積に応じて負担を求めていくこと、
- ③ 緑地の所有者が、当該緑地を緑地以外の用途に転換する者へ譲渡する場合に、譲渡益に応じて、譲渡者に負担を求めること

などが考えられる。

しかし、これらについては、次のような課題もある。

- ① これらは、いずれも、緑の減少につながる行為に着目したものであるが、導入目的や手法について、関係者の納得を得ていく努力が欠かせない。

② 法定外税を創設する際の大きな課題である対象の確実な捕捉といった点では、例えば、課税地目「山林」の土地に対する開発許可申請の情報等を取得したり、開発許可申請や建築確認申請手続きに合わせて、緑化率を把握するなどの方法が考えられるが、慎重な検討が必要である。

③ 宅地開発事業が認められている市街化区域などでは、先行的に行われたものとの公平性を十分に保つ必要がある。

これらについて、市民や関係者の理解を得つつ緑の保全・創造を確実に進めていくには、何が最も効果的な方法かという視点から、法定外税創設の是非を含めて、検討を行っていくことが考えられる。

## おわりに

今回の中間報告では、緑の保全・創造に向けた税の活用について整理を行った。

先に触れたように、具体的施策が明らかになっていない段階で、税の活用について検討を行うことは困難な面があり、今回、税の活用方策について具体的に示すことは叶わなかった。

横浜市環境創造審議会からの提言においても、「提言に基づき早急に施策案をとりまとめ、実効性ある制度立案や施策実施に結びつけていくことを期待する」とされている。

横浜市の最優先課題の一つである緑の保全・創造に向け、税活用の検討を求められている本研究会としても、政策担当部署から、これまでの施策の効果の検証の上に立った体系的な具体施策が、早急に提起されることを強く期待するものである。

緑施策の重点取組について

提 言

省 略

19頁 ～ 48頁

平成19年12月

横浜市環境創造審議会



## 他の自治体における課税自主権活用の取組

### 1 環境に関する特殊な財政需要の発生に対して、その原因者に負担を求めるもの

課税団体	名称	税収規模	納税者	施行
富士河口湖町	遊漁税	4千万円	河口湖の遊漁者	H13.7
岐阜県	乗鞍環境保全税	3千万円	乗鞍スカイライン山頂駐車場の利用者	H15.5
多治見市	一般廃棄物埋立税	2.4千万円	市外から搬入される一般廃棄物の処理施設の設置者（名古屋市）	H14.4
太宰府市	歴史と文化の環境税	6千万円	有料駐車場利用者	H15.5

### 2 環境に負荷を与える行為・物質に着目したもの

様々な名称で課税されているが、次の基本構造は共通

- ① 産業廃棄物を排出した事業者に対して産業廃棄物の処分場への搬入重量を課税標準に課税
- ② 税額は、原則として産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円

課税団体	名称	税収規模（億円）	施行
北海道	循環資源利用促進税	11	H18.10
青森・秋田・岩手	産業廃棄物税	青森 0.6・秋田 3.2・岩手 3.1	H16.1
宮城		3.5	H17.4
山形		2.4	H18.10
福島		5.4	H18.4
新潟		3.3	H16.4
愛知		13.7	H18.4
三重		4.1	H14.4
滋賀・奈良		滋賀 1・奈良 1.1	滋賀 H16.1 奈良 H16.4
京都		0.9	H17.4
岡山・広島・鳥取		岡：産業廃棄物処理税 広：産業廃棄物埋立税 鳥：産業廃棄物処理場税	岡山 7・広島 9・鳥取 0.1
島根	産業廃棄物減量税	2.8	H17.4
山口	産業廃棄物税	3.9	H16.4
愛媛	資源循環促進税	2.6	H19.4
福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	産業廃棄物税	福岡 5.4・佐賀 1.5・長崎 2 熊本 3.7・大分 2.2・鹿児島 1	H17.4
沖縄		1.1	H18.4
北九州市	環境未来税	8	H15.10

※課税団体欄が複数のもは、複数の県による共同施行

### 3 森林環境・水源環境保全を目的とした住民税の超過課税 ※ 関係資料 48～73 頁

様々な名称で課税されているが、次の基本構造は共通

- ① 神奈川県を除き、個人及び法人とも均等割額への上乗せ
- ② 税収は、森林の機能保全を図ることを目的とする施策、県民が森林とふれあう機会を提供することを目的とする施策等に充当

県名	名称	税收規模 (億円)	上乗せ税額		施行	
			個人	法人		
神奈川	水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税	38	均等割 300円 所得割 0.025%	対象外	H19.4	
岩手	いわての森林づくり県民税	7.1	1,000円	10%	H18.4	
秋田	あきた県水と緑の森づくり税	4.8	800円	8%	H20.4	
山形	やまがた緑環境税	6	1,000円	10%	H19.4	
福島	森林環境税	6.4			H18.4	
栃木	とちぎの元気な森づくり県民税	8	700円	7%	H20.4	
静岡	もりづくり県民税	6.5	400円	5%	H18.4	
富山	水と緑の森づくり税	2.7	500円		H19.4	
石川	いしかわ森林環境税	3.6			H19.4	
滋賀	琵琶湖森林づくり県民税	6	800円	11%	H18.4	
奈良	森林環境税	3	500円	5%		
和歌山	紀の国森づくり税	2.6			H19.4	
兵庫	県民緑税	21	800円	10%	H18.4	
鳥取	森林環境保全税	1	300円	3%	H17.4	
島根	水と緑の森づくり税	2	500円	5%		
岡山	おかやま森づくり県民税	4.5				H16.4
広島	ひろしまの森づくり県民税	8			H19.4	
山口	やまぐち森林づくり県民税	3.8			H17.4	
愛媛	森林環境税	3.6				
高知	森林環境税	1.6			500円	H15.4
福岡	福岡県森林環境税	13				H20.4
長崎	ながさき森林環境税	3.2				H19.4
大分	森林環境税	2.3				H18.4
熊本	水とみどりの森づくり税	4.2				H17.4
宮崎	森林環境税	2.8		H18.4		
鹿児島	森林環境税	3.8		H17.4		

#### 4 その他規制的なもの

##### (1) 実施されているもの

課税団体	名 称	税収規模	納税者	施 行
東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	3.7千万円	住宅の建築主	H16.6

##### (2) 条例可決後未実施のまま廃止されたもの

課税団体	名 称	税収規模	納税者	経 過
東京都杉並区※	すぎなみ環境目的税 (レジ袋税)	4億円	商品の引渡しに伴いレ ジ袋の譲渡を受ける者	H14.3(可決)
東京都豊島区	放置自転車等対策推進税	2.1億円	鉄道事業者	H15.12(可決) H16.9(同意) H17.4(施行) 課税前に廃止

※ レジ袋の削減に向けて、一定期間(平成19年8月1日から11月30日まで)店舗を指定(いなげや杉並新高円寺店)してレジ袋有料化モデル事業を実施した。

##### 【主な内容】

- ・ 実施期間中は、レジ袋の無料配布を行わず、1枚5円でレジ袋有料化モデル事業を実施。また、レジ袋有料化モデル事業終了時まで、当該店舗での事業の継続や他店舗の実施を検討。
- ・ レジ袋有料化モデル事業期間中に得たレジ袋の収益は、地域の環境教育等へ還元。

##### (3) 検討段階で終わったもの

検討団体	名 称	税収規模	納税者
山梨県	ミネラルウォーター税	2.7億円	ミネラルウォーター事業者

「水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税」（神奈川県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	個人県民税均等割・所得割の超過課税
課 税 団 体	神奈川県
目 的	水源環境の保全・再生は、将来にわたり取り組まなければならない課題であり、その施策は、継続的、安定的に行う必要がある。そのためには、一般財源とは別に、特定の財源を確保することが必要である。そこで、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（仮称）案」において、必要とされている年間額をまかなう財源として、水を利用する県民に広く負担を求めるため
加 算 額	個人県民税
	均等割 300円 所得割 0.025%相当額
加算額の根拠	「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（仮称）案」において、「新規必要額」とされている年間約38億円から算定
税 収 見 込	約38億円
税 収 の 取 扱 い	特別会計を設置し、収入相当額については、その特別会計の中に創設する基金に積立
税 収 の 使 途	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（仮称）案の12事業 1. 水源の森林づくり事業の推進 2. 丹沢大山の保全・再生対策 3. 溪畔林整備事業 4. 間伐材の搬出促進 5. 地域水源林整備の支援 6. 河川・水路における自然浄化対策の推進 7. 地下水保全計画の推進 8. 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進 9. 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進 10. 相模川水系流域環境共同調査の実施 11. 水環境モニタリング調査の実施 12. 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり
施 行	平成19年度4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「神奈川県地方税制等研究会」が、平成12年5月に「生活環境税制」に関する提言、平成15年10月に「生活環境税制のあり方に関する報告書」を提出</li> <li>○ 平成13年8月～出前懇談会を開始</li> <li>○ 平成13年10月～11月ミニシンポジウム開催（9か所）、平成14年2月メインシンポジウム開催、平成14年11月再度シンポジウム開催</li> <li>○ 平成15年10月～平成16年11月に県民集会実施（30か所）</li> <li>○ 平成16年10月パブリックコメント実施</li> <li>○ 平成16年9月に素案提示、平成17年2月県議会に条例提案、平成17年6月再提案、平成17年9月修正可決</li> </ul>

## 「いわての森林づくり県民税」（岩手県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	岩手県
目 的	手入れの行き届かなくなった森林を保全し、森林が本来持っている公益的機能を持続的に発揮させるための施策を実施するため
加 算 額	個人県民税均等割 1,000 円
	法人県民税均等割 10%相当額
税 収 見 込	約7.1億円
税収の取扱い	税収相当額を「いわての森林づくり基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人工林の針広混交林への転換事業</li> <li>②地域力を活かした森林整備の公募、支援</li> <li>③事業評価委員会の設置、運営</li> </ul>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税収及び使途を明確にし、実施した事業の成果は毎年度公表。</li> <li>○ 事業実施に当たっては、公募委員等からなるいわての森林づくり県民税事業評価委員会を設置し、県民意見を反映しながら、事業の推進を図る。</li> <li>○ 平成16年2月から「いわての森林づくり検討委員会」を設置して、「いわての森林づくり県民税」導入の検討開始。平成17年3月に最終報告書を取りまとめた後、県民アンケート調査、パブリックコメントを実施。</li> </ul>

## 「秋田県水と緑の森づくり税」（秋田県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	秋田県
目 的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養などの公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に維持し、魅力ある「水と緑の秋田」を次の世代に引き継ぐため
加 算 額	個人県民税均等割 800 円 法人県民税均等割 8 %相当額
税 収 見 込	約 4.8 億円
税収の取扱い	税収相当額を「秋田県水と緑の森づくり基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生育の思わしくないスギ人工林の混交林への誘導</li> <li>② 松くい虫被害地の健全化</li> <li>③ 広葉樹林や里山林の保全と再生</li> <li>④ 県民の自発的な活動の促進</li> </ul>
施 行	平成 20 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年 4 月「秋田の森林づくり検討委員会」を設置し、19 年 2 月までに委員会を 9 回開催、4 月に報告書とりまとめ。</li> <li>○ 検討委員会からの報告を受けて、平成 19 年 4 月から 5 月にかけてパブリックコメント実施。</li> <li>○ 平成 19 年 11 月の県議会において「秋田県水と緑の森づくり税条例」可決。</li> </ul>

## 「やまがた緑環境税」（山形県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	山形県
目 的	森林の有する公益的機能を維持し、持続的に発揮させるための施策を実施するため
加 算 額	個人県民税均等割 1,000 円 法人県民税均等割 10%相当額
税 収 見 込	約6億円
税収の取扱い	税収相当額を「やまがた緑環境税基金」に積立
税収の使途	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理放棄された人工林や病虫害により荒廃した里山林のうち、保全上重要な森林の公益的機能を回復する森林整備</li> <li>② 住民やNPO、企業等が実施する環境保全活動の公募、支援</li> <li>③ 地域活動のネットワーク化や森づくりに関する情報発信、技術支援など、県民活動を総合的に支援する体制の整備 等</li> </ol>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年3月「やまがた公益の森構想」策定し、森林を支える仕組みを構築するために必要な制度や財源のあり方について調査検討を開始。</li> <li>○ 平成17年7月「公益の森づくり推進検討委員会」を設置し、18年2月までに委員会を4回開催、3月に報告書とりまとめ。</li> <li>○ 委員会報告に基づき、平成18年3月県森林審議会「県民みんなで支える新たな森林づくりと費用負担のあり方」を諮問。</li> <li>○ 平成18年5月「中間とりまとめ」を行い、パブリックコメント等を実施し、7月に税率や名称等を示す「答申」を公表。</li> <li>○ 答申を踏まえ、県税制度研究会において税制度案を作成し、パブリックコメントを行い、平成18年11月に報告書を取りまとめ、同月の県議会において「やまがた緑環境税条例」可決。</li> </ul>

## 「森林環境税」（福島県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	福島県
目 的	水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指す。
加 算 額	個人県民税均等割 1,000円
	法人県民税均等割 10%相当額
	加算額の根拠 不明
税 収 見 込	約10億円
税収の取扱い	福島県森林審議会答申では、収納相当額を「(仮称)森林環境基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林との共生関係の形成 森林環境学習推進事業、森林文化復興事業、森林ボランティア総合対策事業等</li> <li>○森林環境の適正な保全 森林環境適正管理事業、農山村活性化支援事業、森林産業創出支援事業等</li> <li>○市町村における森林環境保全への取り組み</li> </ul>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島県森林審議会において、平成16年8月に県から「森林を守り育てるための市民参画のあり方について」の諮問を受けて審議開始</li> <li>○ 平成17年8月現在で基金未設立</li> </ul>

## 「とちぎの元気な森づくり税」（栃木県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	栃木県
目 的	① 県民の参加によって、森林の大切さを啓発する。 ② 森林の環境面の機能を保全する。
加 算 額	個人県民税均等割 700円
	法人県民税均等割 7%
	加算額の根拠 必要事業費・事業期間・納税義務者数等を考慮して決定
税 収 見 込	約8億円
税 収 の 取 扱 い	収納相当額を「とちぎの元気な森づくり基金」に積立
税 収 の 使 途	①元気な森づくり 荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐 生活に身近な里山保全等 ②森を育む人づくり 森との触れ合いや木を使うことを通じた普及・啓発活動等
施 行	平成20年4月
適 用 期 間	課税期間10年間（施行後5年経過後に見直し）
備 考	○ 平成17年12月に県民協働森づくりに関する有識者会議を設置し、検討開始 ○ 平成18年度にシンポジウム、県民アンケート調査実施 ○ 平成19年3月から平成19年5月にかけてパブリックコメント実施 ○ 平成19年7月可決成立

## 「森林（もり）づくり県民税」（静岡県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	静岡県
目 的	荒廃した森林を再生し、土砂災害の防止、水源のかん養などの公益的な機能を有する良好な森林環境を保全していくため
加 算 額	個人県民税均等割 400円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約8.4億円
税収の取扱い	税収相当額を「森の力再生基金」に積立
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>①権利者による経済活動を通じた整備が困難な私有林、</li> <li>②土砂災害の防止や水源かん養等の機能を発揮させる必要のある森林、</li> <li>③緊急に整備が必要な荒廃山林</li> </ul> の3つの条件を全て満たす山林（12,000ha）を対象に、強度の間伐や樹種転換等の森林再生事業を実施。
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	

## 「水と緑の森づくり税」（富山県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	富山県
目 的	水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与すること
加 算 額	個人県民税均等割 500 円 法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 2.7 億円
税 収 の 取 扱 い	税収相当額を、「富山県水と緑の森づくり基金」へ積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里山再生整備事業 人家や耕地周辺の里山林などを対象に、県民協働で再生整備</li> <li>○みどりの森再生事業 早急に整備が必要と認められる人工林を対象に、針広混交林へ誘導し、公益的機能の確保や景観の保全を図る</li> <li>○森林ボランティア活動への支援</li> <li>○県民参加の森づくりを支えるための支援</li> <li>○県民提案型事業の創設 等</li> </ul>
施 行	平成 19 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の森林に対する認識等についての意向調査結果を踏まえ、平成 17 年 5 月「とやま水と緑の森づくり検討委員会」を設置、「とやまの森」を県民全体で支えていくための仕組みについて検討開始、4 回の検討委員会開催後、同年 10 月報告書及び提言書提出</li> <li>○ 「とやま水と緑の森づくり検討委員会」の提言を受け、平成 17 年 11 月「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」を設置、県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策とそのために必要な新たな財源及び総合的な森づくりに関する条例の制定等を検討開始、5 回の検討委員会開催後、平成 18 年 5 月報告書及び提言書提出</li> <li>○ 平成 18 年 6 月「富山県森づくり条例」可決成立</li> </ul>

## 「いしかわ森林環境税」（石川県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	石川県
目 的	水源のかん養や山地災害の防止など、森林の多様な公益的機能が将来にわたって維持されるよう、県民の理解と協力のもとに、社会全体で森林環境の保全を図り、森林を良好な姿で次の世代に引き継いでいくこと
加 算 額	個人県民税均等割 500 円
	法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 3.6 億円
税 収 の 取 扱 い	税収相当額を「いしかわ森林環境基金」に積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>①森林の公益的機能を高めるための手入れ不足人工林の整備</li> <li>②県民の理解と参加による森づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりに対する理解の増進</li> <li>・県民参加の森づくりの推進</li> <li>・里山林など身近な森の保全と活用</li> </ul> </li> </ul>
施 行	平成19年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林の持つ公益的機能を維持するための様々な方策について多角的に検討するため、平成16年5月に自治体の長、学識経験者、経済団体の代表者及び林業関係者等で構成する「いしかわの森づくり検討委員会」を設置し、平成17年2月に「中間とりまとめ」を公表</li> <li>○ 「いしかわの森づくり検討委員会」の「中間とりまとめ」を踏まえ、平成17年5月に森づくりのための財源について幅広く検討を行うため、「いしかわの森づくり財源検討部会」を設置</li> <li>○ 平成18年7月「いしかわの森づくり財源検討部会」が報告書を取りまとめ、同年9月から10月にかけて、「これからのいしかわの森づくりと森づくりの税案」に対する県民の意見を募集した後、同年11月「いしかわの森づくり検討委員会報告書」とりまとめ</li> <li>○ 平成18年12月「改正石川県税条例」「いしかわ森林環境基金条例」可決・成立</li> </ul>

## 「琵琶湖森林づくり県民税」（滋賀県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	滋賀県
目 的	琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するために必要な費用を充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 800円
	法人県民税均等割 11%相当額
	加算額の根拠 税率は、必要な事業費および現行の県民税の個人分と法人分の税収割合が概ね3：1であることを考慮して設定
税 収 見 込	約6億円（個人分4.5億円、法人分1.5億円）
税 収 の 取 扱 い	収納相当額は、新たに設ける基金に積立
税 収 の 使 途	<p>1 環境を重視した森林づくりのための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奥地等の放置された人工林を、木材生産を目的とせず公益的機能が高度に発揮される針広混交林へ転換する事業</li> <li>○ 水源かん養機能が高度に発揮されるよう、伐採時期が70～80年以上の森林へ誘導する事業</li> <li>○ 地球温暖化防止の観点から、間伐材の搬出と利用を促進する事業</li> <li>○ 里山の環境保全を推進する事業</li> </ul> <p>2 県民協働による森林づくりのための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林の大切さの普及啓発事業</li> <li>○ 森林づくりへの県民の参画を促進する事業</li> <li>○ 流域森林づくり委員会の設置とその活動を支援する事業</li> </ul>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年4月から「森林づくりの費用負担を考える懇話会」で検討</li> <li>○ 県政世論調査（無差別抽出3千人規模の郵送アンケート）、意見交換会（8回）・フォーラム（2回）開催</li> </ul>

## 「森林環境税」（奈良県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	奈良県
目 的	県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため
加 算 額	<p>個人県民税均等割 500円</p> <p>法人県民税均等割 5%相当額</p> <p>加算額の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人については、他県の状況、アンケート調査を考慮し、県民生活上、過大な負担水準にはならないとして設定</li> <li>○ 法人については、最も小規模な法人の負担を個人に係る500円の負担水準以上としつつ、その大部分が零細企業等であることを考慮し設定</li> </ul>
税 収 見 込	約3億円
税 収 の 取 扱 い	一般財源（基金なし）
税 収 の 使 途	<p>山村地域の森林環境の保全とともに、平野部あるいはその周辺における里山林などの身近な森林の保全などのために、新規事業の実施又は既存事業の制度の拡充を行う。</p> <p>実施事業の例</p> <p>【自然との共生をめざして】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山林の整備による生物多様性や地域景観の回復</li> <li>・森林環境教育の幅広い指導者養成及び体験学習等の推進</li> </ul> <p>【森林の多面的な機能発揮をめざして】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置森林調査及び森林所有者に対する意識啓発等</li> <li>・公的関与による森林の公益的機能の維持増進</li> </ul>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「奈良県法定外税懇話会」において、平成15年5月から検討を開始し、平成16年5月～7月にかけて、市町村、NPO及び県民との意見交換会を実施。また、県下の各種イベントの参加者や県制モニターなどにアンケートを実施</li> <li>○ 平成16年11月に「森林環境に関する新たな課税」について報告書を提出</li> </ul>

## 「紀の国森づくり税」（和歌山県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	和歌山県
目 的	水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくこと
加 算 額	個人県民税均等割 500 円 法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 2. 6 億円
税 収 の 取 扱 い	税収相当額を「紀の国森づくり基金」に積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林を舞台にした遊びの場の提供</li> <li>○ 放置され荒廃した森林の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度間伐による森林の公益的機能の回復（花粉対策等）</li> <li>・ 県民のふれる機会の多い森林の環境整備</li> <li>・ 植栽放棄地への広葉樹等植栽 ・ 里山整備</li> </ul> </li> <li>○ 農林水産や観光分野等異分野の協働による森づくり 等</li> </ul>
施 行	平成 1 9 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県職員で構成する「和歌山県自主税源ワーキンググループ」を平成 11 年 12 月に設置し、新たな税源としての法定外税の創設や超過課税の導入について調査研究を開始</li> <li>○ 平成 13 年度には、県職員で構成する「和歌山県自主税源研究会」において、「産業廃棄物に関する税」と「水源かん養に関する税」について研究を開始</li> <li>○ 和歌山県らしい税財源充実確保策を調査検討するために、平成 14 年 5 月に学識経験者を構成員に含めた「和歌山県税制度調査検討委員会」を設置、平成 15 年 4 月報告書提出</li> <li>○ 平成 17 年 8 月から 11 月にかけて「紀の国森づくり税」についての県民説明会開催</li> <li>○ 平成 17 年 12 月「紀の国森づくり税条例」可決成立</li> </ul>

## 「県民緑税」（兵庫県）の概要

項 目	内 容
税の種類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課税団体	兵庫県
目 的	森林の荒廃及び都市地域の緑の喪失が進むなか、緑の保全及び再生を社会全体で支え県民総参加で取り組み、すべての県民の生活に関わる緑の多様な公益的機能を十分に発揮させるため
加 算 額	<p>個人県民税均等割 800円</p> <p>法人県民税均等割 10%相当額</p> <p>加算額の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人については、過度な負担とならない水準として、均等割の標準税率（1,000円）等も考慮し設定</li> <li>○ 法人については、法人県民税と個人県民税の課税額の割合（個人県民税の約20%）、法人税割の超過課税の負担水準等を考慮し設定</li> </ul>
税収見込	約21億円（個人約17億円、法人約4億円）
税収の取扱い	収納相当額を「県民緑税基金」に積立
税収の使途	<p>(1) 災害に強い森づくりのための事業</p> <p>(2) 動物と共生する森づくりのための事業</p> <p>(3) 県民が行うまちなみ緑化を支援するための事業</p> <p>(4) その他森林及び都市地域の緑の保全及び再生のための事業</p>
施 行	平成18年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「兵庫県税制研究会」において、平成13年11月から課税自主権について検討を開始し、平成14年11月に「森林保全のための税」について検討を進めるべきとの報告書を提出</li> <li>○ 「緑の保全のための税検討委員会」において、平成15年11月から検討を開始し、平成16年12月に最終報告書を提出</li> <li>○ 平成17年1月に県民緑税案及び事業案について公表し、県民意見の募集を実施。その結果を踏まえて、平成17年2月に最終案を公表</li> </ul>

## 「森林環境税」（鳥取県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	鳥取県
目 的	森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。
加 算 額	個人県民税均等割 300円 法人県民税均等割 3%相当額
税 収 見 込	約0.86億円
税 収 の 取 扱 い	収納相当額を「森林環境保全基金」に積立
税 収 の 使 途	<p>〈ハード事業〉緊急に公益的機能を保全する必要がある森林の整備（事業例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林の強度間伐による広葉樹との複層混交林化</li> <li>・放置された広葉樹林の整備 など</li> </ul> <p>〈ソフト事業〉県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業（事業例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画公募による森林の体験学習等の実施</li> <li>・森林フォーラム等による都市部での啓発活動 など</li> </ul>
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後3年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成11年に度鳥取県における地方税のあり方研究会において検討</li> <li>○ 平成14年6月に、「鳥取県水源かん養税（仮称）」（水道料金上乗せ方式の法定外目的税）の検討案を公表。県民アンケート、シンポジウム、意見交換会などを行った後、鳥取県水源かん養税案を修正し、超過課税方式の森林環境保全税として成立。</li> </ul>

## 「水と緑の森づくり税」（島根県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	島根県
目 的	水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指す。
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約2億円
税 収 の 取 扱 い	収納相当額を「水と緑の森づくり基金」に積立
税 収 の 使 途	<p>〈水と緑の森づくり事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①森づくり・森林利用への県民参画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑の森づくり情報発信、森づくり教育等</li> </ul> </li> <li>②水を育む県民みんなの緑豊かな森への転換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民再生の森における協定による伐採制限、NPO参画、県民利用</li> <li>・不要木除去と広葉樹植栽 等</li> </ul> </li> <li>③豊かな森を育む工夫 <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオの身近な活用実践等</li> </ul> </li> </ul>
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「水と緑の森づくり事業」は、県民からのアイデア・事業の提案（公募）及び「水と緑の森づくり会議」の意見を反映して全体案を作成</li> <li>○ 平成14年に島根県税制検討会において検討</li> <li>○ 平成14年6月に、「鳥取県水源かん養税（仮称）」（水道料金上乗せ方式の法定外目的税）の検討案を公表。県民アンケート、シンポジウム、意見交換会などを行った後、鳥取県水源かん養税案を修正し、超過課税方式の森林環境保全税として成立。</li> </ul>

## 「おかやま森づくり県民税」（岡山県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	岡山県
目 的	森林の保全に関する施策の一層の推進を図るための財源確保
加 算 額	個人県民税均等割 500円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約5.2億円
税 収 の 取 扱 い	収納相当額を「おかやま森づくり県民基金」に積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水源のかん養、県土の保全など森林の持つ公益的機能を高める森づくり</li> <li>② 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進</li> <li>③ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進</li> </ul>
施 行	平成16年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税収で実施した事業の成果を毎年わかりやすく公表</li> <li>○ 岡山県税制懇話会において、平成13年度に検討開始 (当初案は、水道料金上乘せ方式の法定外目的税)</li> </ul>

## 「ひろしまの森づくり県民税」（広島県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	広島県
目 的	森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため
加 算 額	個人県民税均等割 500 円
	法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 8 億円
税 収 の 取 扱 い	税収相当額を「ひろしまの森づくり基金」に積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人工林対策 荒廃した人工林の間伐や風倒木等の処理</li> <li>②里山林対策 土砂災害防止、松くい虫被害跡地対策、竹林繁茂防止対策等</li> <li>③都市緑化推進対策</li> <li>④森づくりに対する情報発信、普及啓発等</li> </ul>
施 行	平成 1 9 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年 9 月に、県職員で構成する「県民参加の森づくり事業検討会議」を設置し、具体的な検討を開始</li> <li>○ 平成 18 年 9 月から 11 月までに 6 回の検討会議を行った後、同年 11 月県民シンポジウムを開催</li> <li>○ 平成 18 年 12 月県議会において、「ひろしまの森づくり県民税条例」可決・成立</li> </ul>

## 「やまぐち森林づくり県民税」（山口県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	山口県
目 的	すべての県民がその恵沢を享受している災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全その他の森林の有する多面にわたる機能が持続的に発揮されることが重要であることにかんがみ、森林の整備に関する費用に充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 500円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約3億円
税 収 の 取 扱 い	加算した部分の税収を、新たな森林づくりの事業に限定して使う。 (基金なし)
税 収 の 使 途	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健全で多様な森林づくりの推進 安全で快適な県民の皆様の暮らしを守るため、森林の持つ様々な機能が低下した森林の緊急的な整備などを進める。</li> <li>2 県民との協働による森林づくりの推進 森林の果たす役割の重要性についての理解を深めてもらうため、荒廃が進行している森林の現状やその整備の必要性などについて広く紹介する。</li> <li>3 適切な森林整備につながる森林資源の利用促進 適切な森林整備を進めるため、公共施設等への県産木材の利用や新たな需要拡大などを図る。</li> </ol>
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税収及び使途を明確にし、実施した事業の成果は毎年度公表。</li> <li>○ 事業実施に当たっては、公募委員等からなる協議会を設置し、県民意見を反映しながら、事業の推進を図る。</li> <li>○ 平成15年6月から、「やまぐち森林づくりビジョン」の検討を行い、県民アンケート調査、パブリックコメントを実施した後、平成16年3月に策定・公表。 平成16年6月から、「やまぐち森林づくり財源検討委員会」において検討を行い、平成16年12月に報告書取りまとめ。</li> </ul>

## 「森林環境税」（愛媛県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	愛媛県
目 的	多様な公益的機能を有する森林について、その恩恵を受けている県民にその大切さを知ってもらい、広く負担を求めて、県民参加により森林環境の保全に取り組むことを目指す。
加 算 額	個人県民税均等割 500円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約3.6億円
税収の取扱い	税収相当額を「愛媛県森林環境保全基金」に積立
税収の使途	「森とくらす活動」「森をつくる活動」「木をつかう活動」の3つの分野において、指定事業（県が用途を定め実施する方式）と公募事業（県民から取組を公募し実施する方式）を実施。
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税収及び使途を明確にし、実施した事業の成果は毎年度公表。</li> <li>○ 事業実施に当たっては、公募委員等からなる協議会を設置し、県民意見を反映しながら、事業の推進を図る。</li> <li>○ 平成15年9月から「森林環境税導入のための税制検討委員会」と「森林環境税の活用による森づくり委員会」を設置して、「森林環境税」の導入を検討。県民アンケート調査、パブリックコメントを実施した後、平成16年11月に報告書取りまとめ。</li> </ul>

## 「森林環境税」（高知県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	高知県
目 的	①「県民参加による森林保全」の機運を高める。 ② 森林の環境面の機能を保全する。
加 算 額	個人県民税均等割 500円
	法人県民税均等割 500円
	加算額の根拠 アンケート結果から県民の理解が得られる範囲内
税 収 見 込	約1.4億円
税 収 の 取 扱 い	収納相当額を「高知県森林環境保全基金」に積立
税 収 の 使 途	①県民参加の森づくり推進事業 幅広い県民を対象に、森林の大切さなどをPR（森の情報発信事業、森林の多面的利用推進事業（グリーンツーリズム支援等）、「こうち山の日」推進事業（環境教育強化、地域イベント開催）） ②森林環境緊急整備事業 公益上重要で緊急に整備する必要がある森林を混交林に誘導するため、強度な間伐を実施 ※ 基金運営委員会を設置し、基金の用途に関する事項を調査審議
施 行	平成15年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	○ 税財源拡充等検討会（内部検討会）において、平成12年度に検討開始 ○ 高知の森づくり推進委員会、当該委員会の新税制検討部会において、平成13年度～平成14年度にかけて検討 平成14年11月に高知の森づくり推進委員会が報告書提出、平成14年12月に委員会の新税制検討部会が報告書提出 ○ 平成14年11月まで県民アンケート実施 ○ 平成14年2月に水源かん養税シンポジウム開催 ○ 平成14年4月に市町村長との意見交換 ○ 平成14年6月に県民の声ネットワークとの意見交換 ○ 平成14年7月まで森林所有者アンケート実施

## 「福岡県森林環境税」（福岡県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	福岡県
目 的	県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 500 円
	法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 1 3 億円
税 収 の 取 扱 い	税収相当額を「福岡県森林環境税基金」に積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「荒廃した森林の再生」事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒廃した森林を対象に環境を重視した間伐や植栽を実施し、公益的機能が高度に発揮されるように再生する。</li> </ul> </li> <li>○ 「県民参加型の森林づくりの推進」事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の重要性や新たな施策の必要性、その効果等について情報発信</li> <li>・ 県民から森林づくりの活動案を募集し、森林ボランティア活動等の実施を支援することにより、県民参画による森林づくりを推進 等</li> </ul> </li> </ul>
施 行	平成 2 0 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年 4 月に外部有識者からなる「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置し、検討開始</li> <li>○ 平成 18 年 11 月、「森林環境税（仮称）検討委員会」の報告を受け、平成 18 年 12 月県議会において、「森林環境税条例」と「森林環境税基金条例」を提案し、可決成立</li> <li>○ 可決成立後 2 年以内に施行</li> </ul>

## 「ながさき森林環境税」（長崎県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	長崎県
目 的	すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養、その他森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識づくりを図る施策に要する費用に充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 500 円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約 3.2 億円
税 収 の 取 扱 い	税収相当額をながさき森林環境保全事業を対象とした基金へ積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「環境重視」の森林づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「水源の森」の整備</li> <li>・ 樹木の生育を妨げる竹の伐採 等</li> </ul> </li> <li>○ 「県民参加」の森林づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民のみなさんの提案・参加による森林づくり活動の支援 等</li> </ul> </li> </ul>
施 行	平成 19 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 15 年度に九州地方知事会の「地方税制調査研究会」において検討が開始され、平成 16 年 10 月にその必要性についての検討結果が出されました。</li> <li>○ 平成 16 年 10 月に県民アンケート調査実施</li> <li>○ 平成 17 年 2 月に県庁内に研究会を設置、検討開始</li> <li>○ 平成 17 年 5 月に学識経験者、各界の代表者からなる「森林保全に関する税検討委員会」を設置、外部検討を開始、7 回にわたる検討の結果、平成 18 年 4 月に、「森林保全に関する税検討結果報告書」提出</li> <li>○ 平成 18 年 11 月「ながさき森林環境税条例」可決成立</li> </ul>

「森林環境税（森林環境の保全のための県民税の特例）」  
（大分県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	大分県
目 的	現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約2.9億円
税 収 の 取 扱 い	収入相当額を森林環境保全のための基金に積立
税 収 の 使 途	<p>【使途に関する考え方】</p> <p>① 施策は、地域で考え地域で実践するなど県民主導で進める。 ② 地域の独自性を尊重し、個性豊かな取り組みを支援 ③ 将来に夢を託せる実験的・研究的な活動を支援 ④ 税の使途や成果等について県民に公開するなど、透明性を確保</p> <p>【具体的な使途】</p> <p><b>県民意識の醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民総参加の森林づくり運動の推進</li> <li>○森林に関する情報発信・PR</li> <li>○ボランティア活動の支援</li> </ul> <p><b>環境を守り、災害を防ぐ森林づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公益上重要な間伐放置林の強度間伐による混交林への誘導</li> <li>○災害が懸念される再造林放棄地の整備</li> <li>○里山林の整備（竹林の除去など）</li> </ul> <p><b>持続的経営が可能な森林づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県産材の需要拡大のための研究やPR</li> </ul> <p><b>遊び、学ぶ森林づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが遊び、学べる身近な森林の整備</li> <li>○子どもの野外体験活動の推進</li> </ul>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「森林環境税制懇話会」において、平成16年5月から検討を開始し、平成16年10月に「森林環境税（仮称）に関する意見報告書」を提出</li> <li>○ 平成16年10月～平成17年1月に意見交換会実施</li> <li>○ 平成16年6月にシンポジウム開催</li> <li>○ 平成17年1月にパブリックコメント実施</li> <li>○ 平成16年5月～平成17年2月に、インターネット、意見交換会、シンポジウム等でアンケート実施</li> </ul>

## 「水と緑の森づくり税」（熊本県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	熊本県
目 的	水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てる。
加 算 額	個人県民税均等割 500円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約4.2億円
税収の取扱い	税収相当額を「熊本県水と緑の森づくり基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要な水源かん養地域などにある、手入れがされていない人工林を対象に、通常よりも間引く本数を多くした間伐を行う。</li> <li>○人工林の伐採後、植栽が行われず放置され、災害の発生の恐れがある山に、広葉樹を植栽して災害防止を図る。</li> <li>○自主的・実践的な森林ボランティア活動を活発にする総合的な支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下刈りや間伐などの森林作業の指導や作業用具の貸与</li> <li>・森林ボランティア活動を行う場のあっせんやさまざまな情報提供</li> </ul> </li> <li>○身近な里山林の新たな保全・活用について、具体的な地域の活動計画を広く募集し、都市と山村地域住民が連携した取り組みを支援する。</li> </ul>
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	○平成16年12月に「水とみどりの森づくり税について（案）」報告書取りまとめ。

## 「森林環境税」（宮崎県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	宮崎県
目 的	森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって豊かな水と緑に恵まれた県土の形成及び県民の安全で豊かな生活の確保に寄与すること
加 算 額	個人県民税均等割 500 円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約 2.8 億円
税 収 の 取 扱 い	税込相当額を「森林環境税基金」へ積立
税 収 の 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の理解と参画による森林づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林ボランティア団体等の育成や県民の知恵と行動力による森林づくり活動に対する支援</li> <li>・ 植樹活動に必要な苗木の提供 等</li> </ul> </li> <li>○公益的機能を重視した森林づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広葉樹の造林、針広混交林の造成への支援</li> <li>・ 里山人工林等の再生 等</li> </ul> </li> </ul>
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	

## 「森林環境税」（鹿児島県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	鹿児島県
目 的	県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため。
加 算 額	個人県民税均等割 500円
	法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約3.8億円
税収の取扱い	
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 森林にまなび、森林とふれあう（森林について理解を深めるための普及・啓発） 各種媒体の活用、シンポジウムの開催等による普及・啓発 学校における森林・林業教育の支援 森林に親しみ、ふれあう場の確保 など</li> <li>◇ 森林をまもり、森林をそだてる（公益的機能の維持・増進のための森林整備） 水源かん養の森林づくり 地球温暖化防止の森林づくり など</li> </ul>
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	○ 平成12年8月から、「地方税財源充実に向けての研究会」において新たな地方税財源について調査・研究を行い、平成15年9月に森林環境税の検討案を公表。県民モニターアンケート、林業団体・林業経営者との意見交換会などを行った後、平成16年2月に、森林環境税について、具体的な税制の仕組みを盛り込んだ構想を公表。